催し

市民大学HATS 陶芸講座

自由な発想でやきものづくりをしていただく講座です。
○対象　市内在住、在勤、在学の方
○期日　土曜コース＝2月2日、16日▽水曜コース＝6日、20日（いずれも全2回）
○時間　午後2時～4時
○会場　まちだ市民大学陶芸スタジオ（下小山田町4016）
○内容　1日目＝成形、2日目＝色付け
○定員　各コース20人（抽選）
○費用　1000円
○申し込み　電話でまちだ市民大学HATS（☎729・1195）へ。

町田国際協会 NGO学校

○日時　1月25日（金）午後7時～8時30分
○会場　町田市民フォーラム
○内容　講演「わたしから見た故郷（アフガン）」
○講師　ヒサール・ハジ・フセイン氏
○定員　20人（申し込み順）
○申し込み　ハガキまたはFAXで、住所・氏名・電話番号を明記し、町田国際協会（〒194－0013、原町田4－9－8、町田市民フォーラム内、☎722・4260、FAX732・1898）へ。

かしの木山自然公園 昆虫観察会

【冬を越す虫たち】
○日時　2月3日（日）午前9時30分～正午（雨天決行）
○集合場所　同公園「森の家」前
○持ち物　虫眼鏡、筆記用具など
○交通　町田バスセンター14番乗り場から「成瀬台」行きバスで「大谷原」下車、徒歩5分
※駐車場はありません。
問かしの木山自然公園「森の家」☎724・1660（かしの木山自然公園愛護会）

忠生公園 定例自然観察会

【冬の鳥・その2】
木々の葉が落ちて、鳥が見やすい季節です。
○日時　2月3日（日）午後1時～3時（雨天中止）
○集合場所　忠生がにやら自然館
○交通　町田バスセンター3番の乗り場から「小山田桜台」または「下山崎」行きバスで、「忠生公園前」下車
問忠生がにやら自然館☎792・1326

多摩郷土誌フェア

多摩地区28市町村の郷土・歴史・文化財書籍を展示即売します。話題の新刊書籍も多数用意しています。
直接会場へおいで下さい。
○期間　1月25日（金）～27日（日）
○時間　午前11時～午後7時
※ただし27日は午後5時まで。
○会場　立川駅ビル・ルミネ立川店ウィルプラザ（6階）
問社会教育課☎724・2554

つづけていこう！ボランティア

ボランティア交流会を開きます。
○対象　主に平成13年度からボランティア活動を始めた方で、グループ等に所属していない方
○日時　2月17日（日）午後2時～5時
○会場　町田ボランティア・センター
○内容　ワークショップなどによるボランティアの交流
○定員　50人（申し込み順）
○申し込み　電話で町田ボランティアセンター（☎725・4465）へ。

スポーツ

スポーツ課・体育協会事務局（〒194－0045、南成瀬5－12、☎724・3440）

サン町田旭体育館 体育施設使用料の還付取扱開始

2月1日から、サン町田旭体育館でも体育施設使用料の還付金を受け取ることができるようになります。
○受付時間　午前9時～午後5時（年末年始を除く）
○請求時に必要なもの　使用料還付請求書、体育施設使用承認書兼領収書、利用登録カード、印鑑
※使用承認書を紛失した場合は、スポーツ課へお問い合わせ下さい。

野津田公園テニスコート4月分抽選予約受付開始

野津田公園テニスコートは、4月から砂入り人工芝のコートとしてリニューアルオープンします。予約の受付は、体育施設予約システムで2月1日から開始します。
○使用料金　1単位2時間、600円
問スポーツ課

スポーツ教室

申し込みは、往復ハガキ（1教室につき1人1枚のみ）に教室名・住所・氏名（ふりがな）・生年月日（年齢）・学年（小学生スポーツ教室のみ）・性別・電話番号を明記（市外在住の方は、学校名または勤務先とその所在地も明記）し、1月28日まで（消印有効）にスポーツ課へ。
※定員を超えた場合、初参加者優先の上抽選となります。

【中高齢者健康体操教室】
○対象　市内在住、在勤の教室初日に40歳以上の方
○期間　2月20日～3月20日の毎週水曜日（全5回）
○時間　午後1時30分～2時45分
○会場　総合体育館
○定員　50人
○費用　1150円

【「スポーツで広げよう友達の輪」小学生スポーツ教室】
○対象　市内在住、在学の小学4～6年生
○期間　2月23日～3月23日の毎週土曜日（全5回）
○時間　午後3時30分～5時
○会場　総合体育館
○定員　30人
○費用　700円

生涯スポーツレクリエーション卓球大会

○資格　市内在住、在勤の方
○日時　2月19日（火）午前9時30分から
○会場　総合体育館
○種目　3ダブルス団体戦
○チーム編成　抽選で6人のチームに編成
○試合方法　リーグ戦
○費用　500円
○申し込み　所定の申込用紙（総合体育館にあります）に必要事項を記入し、2月1日午後5時まで（必着）に体育協会事務局へ。

バドミントン 総合ダブルス大会

○資格　市内在住、在勤、在学の高校生以上の方
○日時　3月10日（日）午前9時から
○会場　総合体育館
○種目　ダブルス個人戦
○部別　男子一部、同二部、同壮年の部▽女子一部、同二部、同壮年の部
※一部＝各大会上位入場者及び連盟の認める方、二部＝一部以外の方及び希望者、壮年の部＝45歳以上（大会当日の年齢）の方。
○費用　1人1200円（連盟登録者800円）、当日徴収
○申し込み　所定の申込用紙（総合体育館にあります）またはハガキに「バドミントンダブルス申込」と書き、チーム名・部別・選手全員の住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、2月12日午後5時まで（必着）に体育協会事務局へ。

2月2日・3日 町田市民フォーラム まちだ男女平等フェスティバル

創ろう！男女平等参画社会
―真の平等を目指して―

男女平等推進センター
☎723・2908

男女平等推進センターでは、市民と行政が力を合わせて企画した「まちだ男女平等フェスティバル」を左表の日程で開催します。身近なところから「真の平等」について一緒に考えてみませんか。

まちだ男女平等フェスティバル

期日	内容	時間
2月2日（土）	講演会「妻が僕を変えた日」講師・広岡守穂氏	午前10時から
	☆男の料理教室「男性の自立は料理から」	午後1時30分から
	シンポジウム「夢をかたちにした女性たち」	午後2時から
	☆ワークショップ「メディアのジェンダーチェック」・「ミソドラマってなに？」	午後1時30分から
	コンサート「夜道を気楽に歩きたい！」	午後6時から
3日（日）	☆女性のための護身法講座	午前10時から／午後1時30分から
	コーラス「春を呼ぶステージ」	午後3時から

※この他に2日・3日共に「メディアにおける表現をチェックしてみよう」を展示しています。
☆印のあるものは事前に電話で男女平等推進センター（☎723・2908）へお申し込み下さい。

市内大学コーナー

●玉川大学公開講座

申し込み・問い合わせは同大学継続学習センター（☎739・8895）へ／講座名＝納得の写真を撮るには▽みんなで歌いましょう▽コンピュータ・ミュージック▽オルガン演奏会▽宗家に学ぶ煎茶▽博物館学講座▽電子メールとインターネット入門▽便利な表計算（エクセル）入門▽パソコン検定試験対策講座▽小児救急法講座▽玉川アドベンチャープログラム▽エアロビックを楽しむ

情報コーナー

●こころの健康増進発展事業「こころとからだのワークショップ」

日時＝2月2日、9日午後2時～4時30分（全2回）／会場＝コメット会館／講師＝渡邉克己氏／持ち物＝タオル／問ひあたり野津田☎736・8421

●通所施設結・バザー

日時＝1月29日～31日午前10時～午後3時30分／会場＝国士舘大学正門横／問同施設☎736・0510

●玉川学園高齢者在宅サービスセンター・非常勤スタッフ募集

職種＝ケアワーカー（ヘルパー2級以上）、看護婦（士）、登録ヘルパー（ヘルパー2級以上）、PT療法士、ケアマネジャー／申し込み＝電話で桜実会（☎710・3370）へ。

●多摩ニュータウン環境組合のお知らせ

同組合では、4月に新しい施設が完成することに伴い、同施設内のリサイクルセンターを運営する法人を募集します／募集要領配布期間＝1月29日まで／問同組合☎042・374・6331

●無料初心者パソコン教室

日時＝2月23日（土）午後2時～4時（受付1時30分）／会場＝町田経理専門学校／定員＝35人（抽選）／申し込み＝往復ハガキに住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、1月28日まで（消印有効）に東京町田東ロータリークラブ（〒194－0013、原町田4－16－21、☎720・5633）へ。

●社会福祉法人ルピナス木曽作業所・サッカーを一緒にする人募集

今年はワールドカップの年。木曽作業所では、知的障害の方で一緒にサッカーを楽しみたい方を募集します／問同作業所☎791・0144

●浄化槽をお使いの方

浄化槽の法定検査は浄化槽法で義務づけられた浄化槽管理者の義務です。普段の保守点検・清掃と併せて法定検査を実施することが、浄化槽の維持管理3点セットです／申し込み＝電話で浄化槽協会検査センター（☎042・525・6661）へ／問東京都多摩環境事務所浄化槽係☎042・528・2692

●事業者のための確定申告講習会

日時＝1月23日、24日午後6時30分～8時30分（全2回）／会場＝町田市商工会館／内容＝新様式の確定申告書の記入方法と注意点、減価償却の完全理解ほか／講師＝税理士／定員＝20人／申し込み＝電話で町田商工会議所（☎722・5957）へ。

●町田税務署確定申告のお知らせ

【所得税の新様式申告書について】
申告書はAとBの2種類になりました。「申告書A」は給与所得、年金などの雑所得、配当所得及び一時所得を申告する方が使用できる申告書です。例えば、サラリーマンや年金所得のある方が、医療費控除や住宅借入金等特別控除を申告する場合に使用できます。「申告書B」は、どなたでも使用できる申告書です。どちらの申告書も、第1表と第2表の2枚に分かれています。第2表を記載した後に第1表を記載すると、申告書ができあがるようになっています。計算は「手引き」で行うようになっています／問町田税務署☎728・7211